

端末設備等規則第9条の説明会開催模様について

2010年8月

財団法人 電気通信端末機器審査協会

電気通信事業法に基づく端末設備等規則第9条についての説明会を下記の通り実施しました。

	第1回	第2回
年月日時	2010年6月28日(月) 13:00~17:00	2010年7月12日(月) 10:30~12:00
主 催	JATE、JVLA TE、 CIAJ 適合性評価委員会	JATE、JVLA TE、JEITA
開催場所	一般社団法人情報通信ネットワーク産業 協会(CIAJ)会議室CDE	社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 416会議室
参加者数	56名	31名

当日の説明会資料は、JATEホームページ(過去のNEWS欄 端末設備等規則第9条についての見解 <http://www.jate.or.jp/jp/chousa/chousa1.shtml>)をご覧ください。

説明会に於ける主なQ & Aは下記の通りです。ご一読ください。

更に第9条関連に対し不明な点等ございましたら、遠慮なくJATEにお問い合わせください。

今後ともご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

(注)・第1回、第2回説明会をまとめています。同趣旨の複数の質問は整理しています。

- ・ 質問者の会社名、氏名等は省略しました。

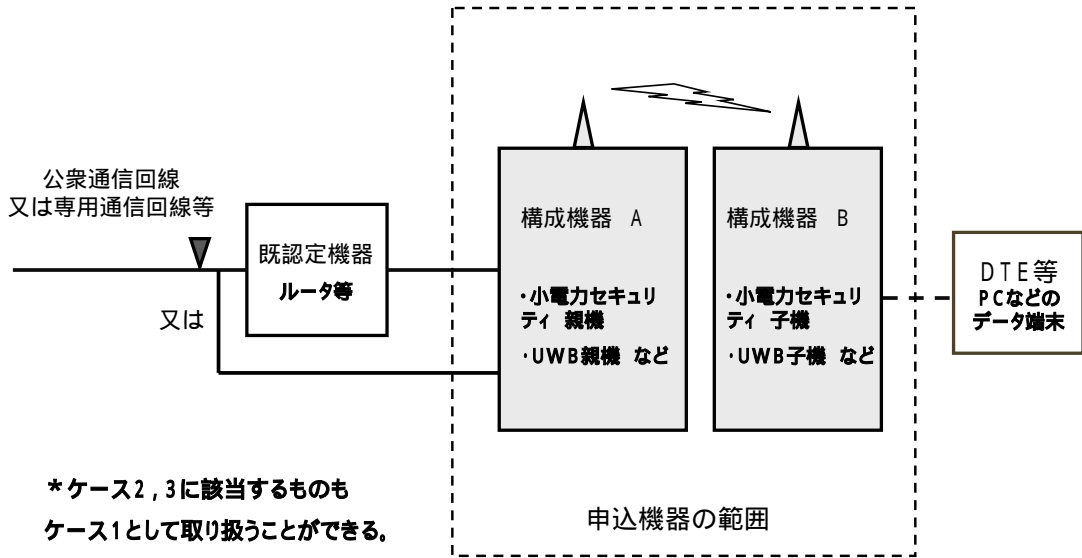
- ・ 質問、回答はすべて口頭で行われており、本内容はあくまでご参考情報です。

1	WLAN(IEEE802.11)子機の場合、第9条ではどういった試験を実施するのですか？	次の3項目をおこないます。 符号長48bitの識別符号を有していること。 空きチャネル判定が実施されていること。 容易に開かない構造であること (改造ができない構造であること)。
2	第9条以外に共通項目の試験は実施するのですか？	端末設備等規則に該当する項目は、全て実施します。
3	ホットスポットに接続する端末は認定取得する必要があるのですか？	ホットスポットに接続される端末は、認定対象機器です。 (審査対象機器の例ケース3) 認定取得をお勧めします。
4	認定番号が入っていないもの(認定対象外)は、市場調査テストの対象になりますか？	市場調査の対象としていません。
5	グローバル規格のBT(Bluetooth)、WLAN等は、認定を取得する必要がないのではないですか？	資料で説明した通り第9条の認定対象機器です。 認定取得をお勧めします。

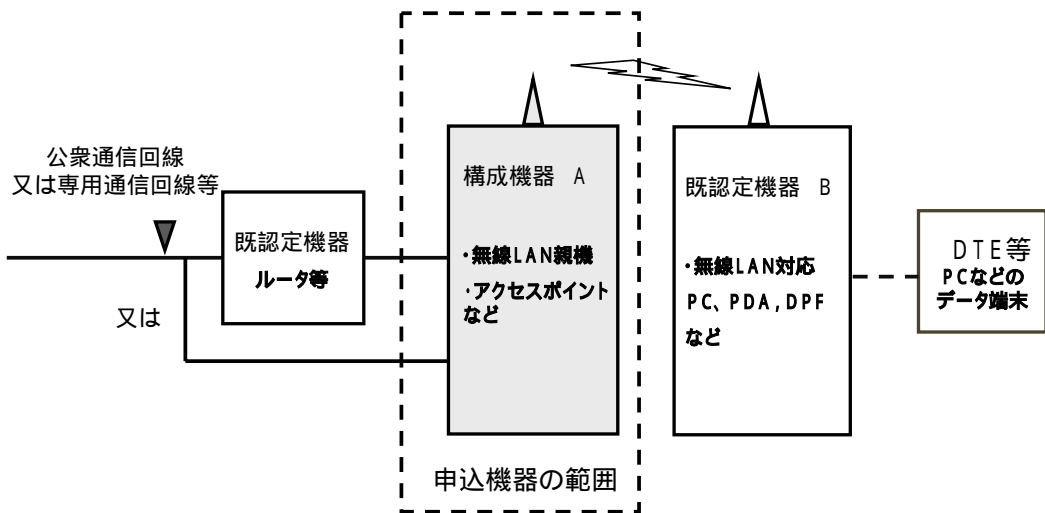
6	BT 搭載機器を購入後、ユーザが新たにハンズフリー機能等を追加する場合は？	申込時に機器が持っている全ての機能を記載し、試験等を実施して下さい。
7	ETC（自動料金収受システム）機器は認定取得が必要ですか？	ETC 機器は、自営設備ですので認定対象外となります。
8	組合せ機器の入手が困難等の理由で認定取得していない端末設備は、今後どうしたらよいですか？	今後は認定取得されることをお勧めします。 代表的な相手機器を最低 1 台入手し、接続性試験等を実施してください。
9	第 9 条に対する解釈が変わったということですか？ また既に認定取得済みの端末も、新しい解釈で再度認定取得しなければなりませんか？	第 9 条に対する解釈は変わっていません。今回その解釈を統一整理しました。 また既に認定取得済みの端末を再度認定取得する必要はありません。
10	一般的な無線機器（PC 等）に IP フォンの音声役務（ソフト）を追加した場合の扱いは？	総務省が OAB-J の IP 電話機、ソフトフォン等を新たにカテゴリ ' E ' の端末として規定する予定です。
11	PC にスピーカーとマイクをつけた場合、電話端末になる可能性は？	今後規定される E 端末のカテゴリに入ると考えられます。 E 端末は、ISDN と同様の解釈ができ、そのソフトウェアが電話端末になる可能性があります。
12	WLAN 付きテレビにこの見解は適用されますか？	当然 WLAN 付きテレビにも適用されます。
13	WLAN 付きテレビにも適用されるのであれば、JEITA でも説明会を開くべきでは？	わかりました。 (7月12日にJEITA説明会を実施しました。)
14	認定済みのモジュールを機器に組込んだ場合、その機器の認定取得は必要ですか？	筐体が容易に開けられる構造で、利用者が組込モジュールを容易に取付け、取外しできる場合、認定取得は不要です。 ただし、特殊ネジ等により利用者が容易に取り付け、取り外しができない場合は、認定取得が必要です。
15	容易に開けられない構造とはどんなものですか？	条文は、簡単な文章で記載されていますが、意図しているのは改造ができない事です。 認定機関の解釈としては、改造できないもの = 容易に開けることができないものとしています。 一例：過去の総務省見解では、(IC 等の) ピン数が 15 本を超えていれば容易に改造できないものとしている例がありました。

16	BT は、BT ロゴ認証がないと第 9 条で 組合せ認定を要するケースが膨大に なるとされ、ロゴ認証を取得していま したが、今後はロゴ認証なしで第 9 条 は単体試験で済むのですか？	(審査対象機器の例ケース 3 のように) 単体で認定できる ため BT ロゴ認証は必ずしも必要ではありません。 民間団体である BT SIG の認証証明書の試験結果について 要件が確保されれば、内容を精査して流用が可能としてい ます。(第 9 条の認定上の法的効果はありません) BT SIG 証明書を有効にできる法的根拠を総務省に尋ねて います。
17	無線プリンターは、認定対象ですか？	PC との接続であれば無線マウスと同様認定対象外です。
18	(これまでの議論から) 結局メーカーに とって認定取得は義務ですか？ 取得 すべきなのですか？ まじめに認定取得するとコストがか かるだけで損をすることにはなりま せんか？	電気通信事業法第 52 条では「電気通信事業者は、利用者 から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の 請求を受けたときは、技術基準に適合しない場合を除きそ の請求を拒むことができない」と定められています。 つまり逆に利用者から認定取得していない端末の接続要 求に対し、電気通信事業者は自らその端末の技術基準適合 性の有無を検査するか又は接続を拒む事ができます。 従って認定対象となる機器は、あらかじめ認定取得(= 技 術基準適合) することをお勧めします。
19	資料の構成機器 A , B とは具体的に何 をさすのか、具体例を入れてほしい。	具体例を記入します。 * 「審査対象の範囲」の絵に具定例を記入し、次ページに 示します。

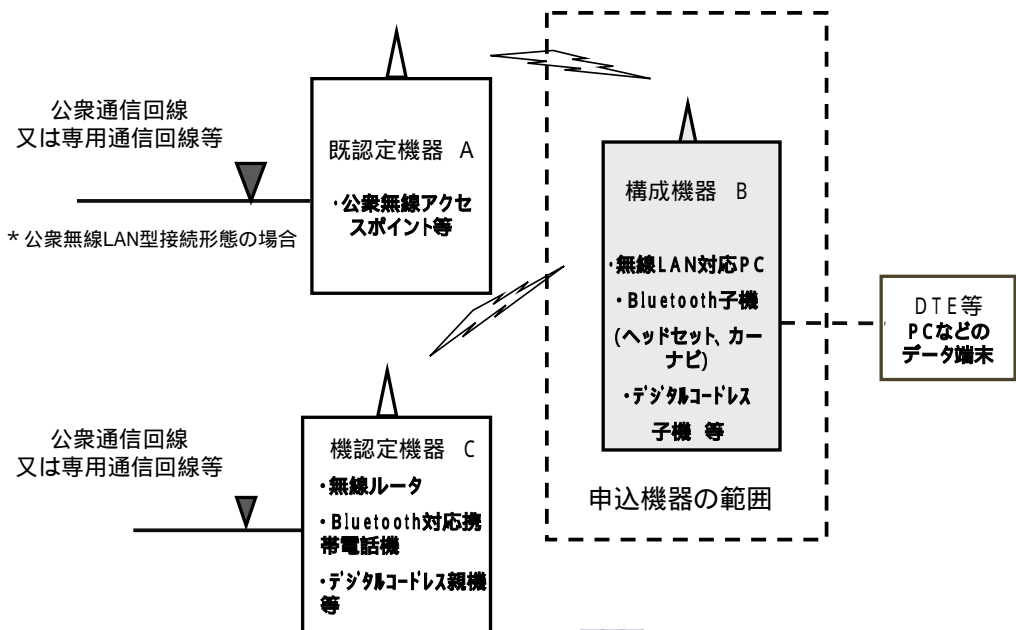
第9条の審査対象機器の例(ケース1)



第9条の審査対象機器の例(ケース2)



第9条の審査対象機器の例(ケース3)



JATE 電気通信端末機器審査協会